

常勤役員報酬等規程

(趣 旨)

第1条 本協会の常勤役員の報酬等については、この規程の定めるところにより支給する。

(報酬等)

第2条 常勤役員の報酬等は、報酬、賞与、通勤手当及び退職手当とする。
但し、必要に応じ調整手当を支給する。

(報 酬)

第3条 報酬及び調整手当は月額とし、次のとおり支給する。

(1) 報酬月額

会 長	5 6 0 , 0 0 0 円
副 会 長	5 0 0 , 0 0 0 円
専務理事	4 6 0 , 0 0 0 円
常務理事	4 3 0 , 0 0 0 円
常勤理事	4 0 0 , 0 0 0 円
常勤監事	3 8 0 , 0 0 0 円

(2) 調整手当月額

報酬月額に次の割合を乗じて得た額を上限に会長が定める。

会 長	70/100	副 会 長	85/100
専務理事	100/100	常務理事	110/100
常勤理事	121/100	常勤監事	117/100

2. 報酬及び調整手当は、役員に就任したときはその日から、退任したときはその日の分まで、死亡したときはその日の属する月の分まで支給する。

3. 前項の規定によって報酬及び調整手当を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬及び調整手当の額は、日割によって計算する。

4. 報酬及び調整手当の支給方法、支給日については、職員の例による。

(賞 与)

第4条 6月期、12月期に役員報酬月額、調整手当月額の合計額に各々2.5

ヶ月を乗じて得た額とする。

2. 賞与の支給方法、支給日については、職員の例による。

(通勤手当)

第5条 通勤手当の額、支給方法については、職員の例による。

(退職手当)

第6条 退職手当の支給については、役員退職手当支給規程（昭和46年3月31日施行）による。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

2. この規程の改正及び定めのない事項については、理事会の承認を得ることとする。

役員退職手当規程

第1条 本協会の常勤役員が退任したときは、この規程の定めるところにより退職手当を支給する。

第2条 退職手当は、常勤役員が退任したとき支給する。

但し、再任され引き続き常勤する場合は勤続するものとみなす。

第3条 退職手当の額は退任の日における報酬月額 $\frac{100}{100}$ 分の25に在職月数を乗じて得た額とする。

但し、必要により減額することができる。

2. 前項の在職月数は常勤役員となった日の属する月から常勤役員でなくなった日の属する月までの月数とする。

第4条 この規程の改正及び定めのない事項については、理事会の承認を得ることとする。